重度心身障害者医療費助成制度を改正します

《詳細》
保険年金課
☎25-3026

助成制度の成り立ち

重度の心身障がいのある人に対する医療費の助成は、障がいのある人の保健の向上と、福祉の増進を図ることを目的に、昭和48年4月に始まりました。

当時は、障害福祉サービスが制度化されておらず、また北海道が障がい者への医療助成事業を開始する前であったため、市が独自に対象者と助成の範囲を定めて現在まで実施してきました。

助成制度のこれから

市独自の助成制度は、北海道の基準よりも対象者と助成の範囲を超えて実施していましたが、平成18年の障害者自立支援法の施行、平成25年には現在の障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの向上や利用者負担の軽減が図られるなど、国による障害福祉制度が充実してきています。

このことから、対象者と助成の範囲を見直し、8月1日から北海道と同等の基準に改正します。

重度心身障害者医療費助成の対象範囲が変わります

すでに市が独自に定める資格要件に該当する人で、重度心身障害者医療費助成の受給証を持っている人は、その資格要件から外れない限り、継続して受給することができます。

7月31日までの資格要件		8月1日からの資格要件
身体障害者手帳1級から2級、3級の内部障がいの人		継　続
療育手帳Aの人		継　続
精神障害者保健福祉手帳1級の人		継　続 ※8月1日以降に受給資格を取得した人の入院医療は対象外です。
知能指数が50以下の人	7月31日までに申請をしてください。	重度の知的障害 （知能指数がおおむね35以下の人。身体に障がいのある場合は、知能指数50以下で、日常生活において介護を必要とする人。）
国民年金法施行令別表に定める1級の障がいのある人（障害年金1級）	7月31日までに申請をしてください。	廃　止
満60歳以上の人のみ対象：身体障害者手帳3級の人（内部障がいの人を除く）	7月31日までに申請をしてください。	廃　止
満60歳以上の人のみ対象：身体障害者手帳4級で音声または言語機能障がい・下肢障がい1号3号4号に該当する人	7月31日までに申請をしてください。	廃　止
満60歳以上の人のみ対象：国民年金法施行令別表に定める2級の障がいのある人（障害年金2級）	7月31日までに申請をしてください。	廃　止
満60歳以上の人のみ対象：精神障害者保健福祉手帳2級の人	7月31日までに申請をしてください。	廃　止

7月31日までの資格要件に該当する人で、重度心身障害者医療費助成をまだ申請していない人は、7月31日までに申請をしてください。申請していない場合、8月1日以降、受給資格を得ることができませんので注意してください。なお、7月31日までに手続きに来ることができない人は、保険年金課にお問い合わせください。

手続きに必要な物
- 障がいが確認できる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、国民年金証書、判定書 など）
- 健康保険証　●身分証明書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード　●印鑑

そのほかの医療費助成制度

医療費の助成を受けるには、医療費助成受給者証の交付申請手続きが必要です。いずれも所得制限があります。

子ども医療費助成

お子さんが保険診療を受けたときに支払う自己負担額の一部を助成します。

対象区分		入院	通院
0歳～就学前		○	○
小学生	課税世帯	○	×
小学生	非課税世帯	○	○
中学生	課税世帯	×	×
中学生	非課税世帯	○	○

※就学前とは、6歳になった後の最初の3月31日までのことです。

手続きに必要な物
- お子さんの氏名が記載された健康保険証　●身分証明書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード　●印鑑

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の人が保険診療を受けたときに支払う自己負担額の一部を助成します。

対象区分		入院	通院
18歳以下の子どもを扶養・監護している人とその子ども	母または父	○	×
18歳以上20歳以下の子どもを扶養している人とその子ども	子ども	○	○
18歳以上20歳以下の子どもを扶養している人とその子ども	母または父	○	×
18歳以上20歳以下の子どもを扶養している人とその子ども	子ども	○	○

※監護とは、金銭面または精神面から、子どもの生活について種々配慮していることをいいます。

手続きに必要な物
- 戸籍謄本（本籍地が市外の場合）　●健康保険証　●身分証明書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード　●印鑑